

宮崎市規則第69号

宮崎市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市客引き行為等の禁止に関する条例（令和3年条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(禁止区域の指定等の告示)

第3条 条例第6条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 禁止区域の名称
- (2) 禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) 禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日

(公表)

第4条 条例第12条第1項の規定による公表は、市の掲示場への掲示、インターネットの利用その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第12条第1項第3号の市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 命令に違反することとなった行為に係る店舗の名称及び所在地
- (2) 命令並びに当該命令の原因となる指導及び警告の対象となった行為に係る店舗の名称及び所在地

(意見陳述等の機会の通知)

第5条 市長は、条例第12条第2項の規定により意見を述べる機会を与えようとするときは、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 公表しようとする事項
- (2) 公表の根拠となる条例及び規則の条項
- (3) 公表の原因となる事実
- (4) 意見書の提出先
- (5) 意見陳述等の期限

2 前項の規定による通知を受けた者は、公表に係る事実につき、書面又は口頭により意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

3 市長は、前項の規定による意見陳述において、口頭により意見が述べられたときは、その内容を録取した書面を作成するものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第17条第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（様式第1号）によるものとする。

(客引き行為等対策指導員)

第7条 条例第9条の規定による指導、条例第10条の規定による警告、条例第11条の規定による命令、条例第16条の規定による報告の徴収、条例第17条第1項の規定による立入調査等、条例第19条及び第20条の規定による過料の処分その他客引き行為等の禁止に関

する事務を行わせるため、宮崎市客引き行為等対策指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は、市長が任命する。

3 指導員は、第1項の事務を行うときは、宮崎市客引き行為等対策指導員証（様式第2号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第7条までの規定は、令和4年1月1日から施行する。

（表）

身分証明書		第 号
(写真貼付)	所 属 職 氏 名 生年月日	
上記の者は、宮崎市客引き行為等の禁止に関する条例第17条第1項の規定による立入調査等を行う職員であることを証明する。		
年 月 日		
宮崎市長		印

（裏）

宮崎市客引き行為等の禁止に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第17条 市長は、第9条の規定による指導、第10条の規定による警告及び第11条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該職員に、違反行為をした者の事務所、店舗その他の場所に立ち入らせ、必要な事項を調査させ、又は関係者に対し、当該違反行為をした者の氏名、住所その他必要な事項について質問をさせ、若しくは文書の提示その他の協力を求めさせること（以下「立入調査等」という。）ができる。

2 立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

（1） 第11条の規定による命令に違反した者

（2） 第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（3） 第17条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（両罰規定）

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条に規定する行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

備考 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

（表）

第 号	
宮崎市客引き行為等対策指導員証	
（写真貼付）	所 属
	職 氏 名
	生年月日
上記の者は、宮崎市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則第7条第1項に規定する宮崎市客引き行為等対策指導員であることを証明する。	
年 月 日	
宮崎市長 印	

（裏）

宮崎市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則（抜粋）
（客引き行為等対策指導員）
第7条 条例第9条の規定による指導、条例第10条の規定による警告、条例第11条の規定による命令、条例第16条の規定による報告の徴収、条例第17条第1項の規定による立入調査等、条例第19条及び第20条の規定による過料の処分その他客引き行為等の禁止に関する事務を行わせるため、宮崎市客引き行為等対策指導員（以下「指導員」という。）を置く。
2 指導員は、市長が任命する。
3 指導員は、第1項の事務を行うときは、宮崎市客引き行為等対策指導員証（様式第2号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。